

道の駅田切の里 食堂事業者公募 質問のあった事項と回答

	質問要旨	回 答
1	食堂の1年間の光熱水費について情報提供をいただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙 4-1 のとおり公開いたします。
2	食堂の売上について情報提供いただきたい。(食事の平均単価でも可)	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙 4-2 のとおり公開いたします。 ・食堂は道の駅とは別の経営者であるため、詳細な数字を公開できないことについてはご理解ください。
3	現在の従業員数について	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的には経営者夫妻+パート等で雇用3名程度の体制で運営しています。 ・繁忙期には数名増員して対応しています。
4	経営が変わった後も、継続して食堂で働きたい従業員がいるか	<ul style="list-style-type: none"> ・個別に明確な意思確認を本公募期間中に終わらせることはできませんが、若干名いると予想しています。 ・現経営からの継続雇用を計画していない応募者もいると思いますので、新事業者が決定した後、詳細なお話しを進めていただきたいと思います。 ・従業員には、現在の経営者が5月までで撤退する旨は周知してあります。
5	施設の構造について	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄骨造平屋建
6	券売機の更新予定について	<ul style="list-style-type: none"> ・導入時の補助事業の残存期間と、老朽化の状況を見て更新を行います。 ・当面1年は更新予定がありません。
7	飯島町・道の駅・食堂の関係性	<ul style="list-style-type: none"> ・食堂の施設は食堂事業者が町から直接借りる形になります。(行政財産使用許可によります。) ・運営や企画、日頃の相談等については、道の駅全体の指定管理者である「株式会社道の駅田切の里」が窓口となりマネジメントする立場にありますので、相互協力して良い施設運営を行っていただきたいと思います。
8	店名の変更は可能か	<ul style="list-style-type: none"> ・公募要項に記載のとおり、残して欲しい意向はありますが、変更は可能です。 ・メニューやコンセプト等の提案全体を見て審査となります。
9	食堂事業者負担による店内の改装は可能か	<ul style="list-style-type: none"> ・内容により判断しますが、基本的には可能です。町への説明・協議と、届出をしていただきます。 ・改装や造作(持ち帰れないもの)については所有権を放棄していただきます。また、退去時には原状復旧していただきます。

10	蕎麦店舗の部分については「蕎麦屋」を運営しなければならないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・変更していただいても構いません。 ・レストランも含めて食堂施設全体の提案を総合的に審査します。
11	厨房備品の更新頻度について、費用負担について	<ul style="list-style-type: none"> ・使用できる限りは使用することを基本としています。 ・老朽化度合いや修理の可否、メーカーによる保守部品の取り置き期間等を見ながら適宜更新を行っています。 ・現状の食堂機能を維持するための更新や修繕については町が負担します。 ・食堂機能の向上や拡張を伴う場合には、使用料に上乘せして支払って貰う等、事業者負担が発生します。
12	夜の営業を行っても良いのか（団体予約等）	<ul style="list-style-type: none"> ・可能です。
13	警備会社の費用負担はどこか	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社道の駅田切の里が負担しています。
14	雪かきの対応は	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の除雪については町が契約発注しており、その年に契約している業者が除雪基準を超える降雪状況になると除雪を行います。 ・店舗前などその他部分については、各施設の利用者により実施しています。
15	P L 保険への加入は	<ul style="list-style-type: none"> ・食堂を運営する事業者が加入
16	厨房床の清掃方法は	<ul style="list-style-type: none"> ・ドライ方式（乾式）
17	現在の食堂事業者からの食器類の引き取りや買い取りは可能か	<ul style="list-style-type: none"> ・現事業者と新事業者で交渉いただくことは可能です。
18	食堂メニューで提供するものを店内で物販する事は可能か（例：カレー等）	<ul style="list-style-type: none"> ・食堂運営（食事提供）に支障が無ければ可能です。 ・内容により新たに許可・申請・手続き等が必要になる場合には、事業者の責任において適切に対応してください。
19	食事のテイクアウト販売（弁当等）を行っても良いか	<ul style="list-style-type: none"> ・食堂の運営（食事提供）に支障が無ければ可能です。 ・遠方の方の利用が想定される場合には、保冷剤を付ける等、食中毒防止対策に十分ご配慮ください。 ・内容により新たに許可・申請・手続き等が必要になる場合には、事業者の責任において適切に対応してください。